

一般社団法人 ザイゴインプラント協会専門医制度規則

令和5年8月28日 承認

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人 ザイゴインプラント協会(以下「本協会」)は、インプラント治療、とりわけ All-on-4・ザイゴインプラントに関する専門的知識と診療技能を有する歯科医師又は医師を養成するとともに歯科治療の発展と向上を図り、国民の福祉に貢献するため専門医制度を設ける。

(認定)

第2条 本制度に基づき、ザイゴインプラント専門医の資格審査、認定ならびに資格更新審査を行う。

第2章 専門医制度委員会及び審査会

(委員会ならびに審査会の設置)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため、専門医制度委員会、専門医資格認定審査会及び認定審査会を置く。

- 2 前項の委員会ならびに審査会の委員長及び副委員長は、理事長が理事員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。
- 3 前項の委員会ならびに審査会の構成及び運営等は、別に定める専門医制度委員会規則による。

(業務)

第4条 専門医制度委員会は、以下の業務を所掌する。

- (1) 専門医制度に関する諸問題の検討
- (2) ザイゴインプラント専門医(以下「専門医」という。)の認定
- (3) 専門医の資格更新に関する審査及び認定
- (4) 専門医の認定取消に関する審議
- (5) 専門医制度規則・施行細則及び専門医制度委員会規則等の改訂に関する審議

第3章 専門医資格認定審査会

(業務)

第5条 専門医資格認定審査会(以下「専門医審査会」という。)は、専門医の資格審査ならびに資格更新審査を行う。

- 2 専門医審査会は、以下の業務を所掌する。
 - (1) 申請資格の審査

- (2) 認定試験の施行と評価判定
 - (3) 申請資格審査に必要な実地審査
 - (4) 専門医の資格更新に関する審査及び認定
 - (5) その他、専門医の認定業務に必要な事項
- (組織)

第6条 専門医審査会の構成、委員の任期及び選出方法等は、専門医制度委員会規則による。

第4章 専門医の申請資格

(申請資格)

第7条 専門医の認定を申請する者（以下「専門医申請者」という。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の歯科医師又は医師免許証を有し、良識ある人格を有する者
 - (2) 歯科医師又は医師免許登録後、5年以上継続して本協会会員であること
 - (3) 歯科医師又は医師免許登録後、本協会の定めるカリキュラムに従い、通算5年以上、インプラントに関する診療に従事していること
 - (4) 別に定める研修実績、診療実績及び論文業績を有すること
- 2 前項の規定にかかわらず、専門医審査会が認める者は、専門医の認定を申請することができる。

第5章 専門医の資格審査及び認定

(申請方法)

第8条 専門医申請者は、次の各号に定める申請書類を専門医審査会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 歯科医師又は医師免許証（写）
- (3) 研修証明書及び在籍（職）証明書
- (4) 本協会5年間継続会員証明書
- (5) 研修実績報告書

第9条 専門医の資格審査は、申請書類及び試験によって行う。ただし、状況により実地審査に代えて別の方法によることができる。

- 2 専門医申請者については、専門医審査会が専門医としての適否を判定し、その結果に基づき、専門医制度委員会が認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。
- 3 この規則に定めるものの他、専門医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

(認定証の交付)

第 10 条 本協会は、所定の登録手続を完了した専門医申請者を一般社団法人 ザイゴマイ
ンプラント協会「ザイゴマインプラント専門医」として登録し、認定証を交付
する。

2 認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

第 6 章 資格の更新

(更新義務)

第 11 条 専門医は 5 年毎にその資格を更新しなければならない。

2 更新の申請方法、審査ならびに認定方法等については別に定める。

第 7 章 専門医等の認定取消

(事由)

第 12 条 認定医、専門医及び指導医が次の事項に該当するとき、専門医制度委員会なら
びに理事会の議を経て、認定を取り消す。

- (1) 正当な理由を付して専門医の資格を辞退したとき
- (2) 資格の更新を行わなかったとき
- (3) 歯科医師免許又は医師免許が取り消されたとき
- (4) 本協会会員の資格を喪失したとき
- (5) 専門医としてふさわしくない行為があったとき
- (6) 申請書類等に重大な誤りがあったとき

2 専門医制度委員会は、会員が前項第 5 号又は第 6 号に該当するとき、認定取消の審
議前に当該会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。(認定証の返還ならびに登
録の抹消)

第 13 条 前条により認定を取り消された者は、速やかに本協会に認定証を返還しなけれ
ばならない。

2 本協会は認定証の返還後、登録を抹消する。